

徳島市教育委員会 (新) 学校における働き方改革プラン

令和8年3月一部改定〈令和8年4月実施〉

徳島市教育委員会では、令和元年10月に「学校における働き方改革プラン」を、令和4年3月に「学校における働き方改革プラン(第2期)」を、令和7年3月に「学校における働き方改革プラン(第3期)」を策定し、教職員一人一人が子どもたちと向き合う時間を十分確保するとともに、健康で生き生きと働くことにより質の高い教育を提供し続けることができるよう、学校・家庭・地域が一体となって働き方改革を推進して参りました。

この度、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の改正により、国の指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとされました。このことを受け、本市では、徳島県教育委員会等と「徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を共同策定した上で、「学校における働き方改革プラン(第3期)」の一部改定を行い「(新)学校における働き方改革プラン」として新たに策定することといたしました。

今後、更なる業務の適正化と質的転換により、教職員が担うべき業務に専念できる環境を整備するとともに、教職員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行うことのできる学校づくりを更に推進していきます。

目的 教職員がワーク・ライフ・バランスを整え、やりがいを持てる魅力的な職場環境を整備し、子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる学校づくりをめざします。

県計画の目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする
- ・退勤時刻から翌日の出勤時刻までに11時間以上のインターバルを確保する割合を100%にする
- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

徳島市目標

時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロに

時間外在校等時間が月45時間以内の教職員が全体の75%以上に

【4つの取組の柱】

- 1 タイムマネジメントの徹底
- 2 業務改善の更なる推進
- 3 外部人材等の積極的活用
- 4 部活動の適正化

【期待できる成果】

- ◎ 子どもと向き合う時間の確保
- ◎ 子どもの指導や支援に専念できる環境づくり
- ◎ 学校教育の質の維持・向上

期間

本プランは、令和8年度～11年度までの4年間とし、年度ごとにその達成状況を検証し、内容の改善を図ります。

対象

徳島市立幼稚園、小・中学校・市立高等学校の教職員を対象とします。

【 目標の達成状況～徳島市の現状～ 】

第3期目標

時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロに

時間外在校等時間が月45時間以内の教職員が全体の75%以上に

徳島市の現状をしてみると、「時間外在校等時間が月80時間を超える教職員」の割合（令和4年度から6年度、7年度は4月から12月）は小学校で全体の2%から3%程度、中学校では10%程度であり、高等学校では14%から16%程度へと増加しています。このことから「時間外在校等時間が月80時間を超える教職員」は各校種に一定数おり、高等学校では割合も高く、早急な改善が必要です。

時間外在校等時間が月80時間を超える教職員（小学校）



時間外在校等時間が月80時間を超える教職員（市立高）



時間外在校等時間が月80時間を超える教職員（中学校）



「時間外在校等時間が45時間以内の教職員」の割合は、小学校で年々高まり、令和7年度は途中経過ですが、75%を達成しています。一方で、中学校や高等学校は60%を前後しており、目標に近づいているとは言えない状況です。

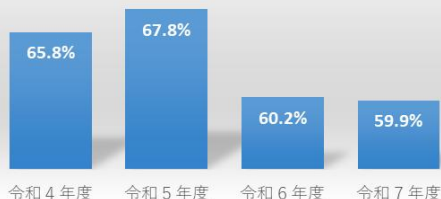
今後は、教職員の健康確保の側面からも、現状把握を行い、目標達成に向け取組を進めていきます。

※幼稚園は、令和7年4月から12月の状況から80時間を超える教職員は0%で、45時間以内の教職員が95.5%、一人あたりの時間外在校等時間は月平均6時間となっています。

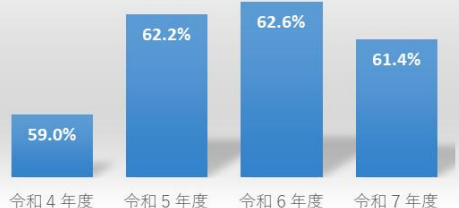
時間外在校等時間が月45時間以内の教職員（小学校）



時間外在校等時間が月45時間以内の教職員（市立高）



時間外在校等時間が月45時間以内の教職員（中学校）



Ⅰ タイムマネジメントの徹底

□ 目標とする最終退校時刻の設定

教職員が退校時刻を意識して、効率的に業務を進めることができるよう原則として、次のように目標とする最終退校時刻を設定します。（小・中学校）

○小学校・・・午後5時30分 ○中学校・・・午後6時30分

※緊急の生徒指導事案や進路指導関係等については、学校の実情に応じて臨機応変な対応とします。

□ 夏季休業期間中の「学校閉庁日」の設定

夏季休業期間中に、年休等の積極的な休暇取得を促進するため、令和2年度より「学校閉庁日」を設けています。期間は、毎年8月12日～15日とし、日直を置かず、対外的な業務（電話・来校対応等）を行わないものとします。また、原則として、子どもたちを登校させず、部活動は休養日とします。ただし、勤務日の扱いとなるため、閉庁期間中の勤務を禁ずるものではありません。

□ 出退勤管理システムの活用

小・中学校では、令和3年度より導入された出退勤管理システムを活用しています。このシステムを活用することで、学校事務業務の軽減を図るとともに現状を「見える化」し、定期的な「振り返り」を実施していきます。

□ 週1回以上のノー残業デー（教職員定時退校日）の実施

残業せず退校する日を週1回以上、各学校や各個人で設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを整え、教職員が健康で効率的に業務に取り組むことができる職場環境づくりを進めます。

□ 休暇を取りやすい環境整備

市教委では、夏季休業期間の研修等を見直すとともに、規則等の整備を行ってきました。今後更に、年次有給休暇等の取得促進に向け、教職員への啓発を行うとともに、効果的な取組事例を紹介するなど、休暇を取りやすい環境整備に努めます。

□ 休憩時間の確保と校時表の見直し

教職員の勤務時間を明確に示し、休憩時間については、勤務時間中に柔軟に取得できることを校内で周知します。また、休み時間の短縮や毎日の清掃時間の見直しなど、校時表を見直し、放課後に子どもたちに向き合うための時間を創出します。

□ 学校対応（電話・来校）時間帯の設定

勤務時間の適正化を図るため、学校の勤務時間外に対応する時間帯を設定しています。引き続き保護者や地域の理解と協力を得られるよう努めていきます。

【電話・来校対応時間帯】

◇平日（月～金）	幼稚園：午前8時30分から <u>午後5時00分まで</u>
	小学校：午前7時30分から <u>午後5時30分まで</u>
	中学校：午前7時30分から <u>午後6時30分まで</u>
	高等学校：午前7時30分から <u>午後6時00分まで</u>
◇長期休業期間中	幼・小・中：午前8時30分から午後4時30分まで
	高等学校：午前8時20分から午後5時00分まで

※土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）・学校閉庁日（8/12～8/15）は除きます。

ただし、授業や学校行事等を実施する場合は、平日と同様とします。

※教職員の勤務時間終了後、電話・来校対応時間帯の前に全教職員が退校する場合があります。

※小中高等学校教職員の勤務時間は概ね8時00分～16時45分、幼稚園は概ね8時20分～17時05分（園・学校によって時間は前後）となっています。

※幼稚園は一時預かり保育を実施していますが、緊急の場合以外は、上記の時間内でお願いします。

※対応品質の向上を図ることを目的とし、電話機への通話録音機能設置・整備を順次進めます。

2 業務改善の更なる推進

□ 校務の効率化・省力化の推進

「学校業務支援システム」を活用し、業務の効率化と子どもたち一人一人に向き合う時間の確保により、教育の質の向上を図ります。また、市教委主催の研修や学校への調査・照会を精選するとともに、教員の業務を支援するスクールヘルパーを学校に派遣することで、業務の削減や役割分担の適正化を図っていきます。

□ クラウドツールの活用促進

「グループウェア」による掲示板やメールシステム等の活用に加え、県域アカウントの活用を促進したり、学校・保護者・教育委員会間における連絡手段のデジタル化を進めたりすることで利便性の向上とペーパーレス化の推進を図ります。

□ 教育用ICT環境の整備

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るため、児童生徒用タブレット端末や教育用パソコン・電子黒板等を整備し、学習者用デジタル教科書や授業支援ソフト等を容易にかつ効率的に活用でき、多様な学習に柔軟に対応できるICT環境の整備に努めています。

□ 相談窓口の設置（困難な事案への対応強化）

複雑化・多様化する学校現場の様々な問題について、教職員が抱え込むことのないよう、教育委員会内に「学校問題解決支援コーディネーター」を配置し、組織として課題解決に取り組み、専門スタッフ等と連携・協働する体制の整備を図ります。

3 外部人材等の積極的活用

□ 専門スタッフの配置促進

徳島市教育委員会では、学習指導をはじめ、生徒指導や特別支援教育等の充実のために、個に応じた支援を行う学校支援助教員や心理福祉等の専門家等、専門スタッフやボランティアを配置・派遣しています。

新たに、管理職や教員の業務を支援するスタッフを派遣しています。また、部活動指導員の配置促進にも努めています。

《配置・派遣している専門スタッフ》(予定)

- ・学校支援助教員
- ・学校支援ボランティア
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・教育相談員
- ・外国語教育サポーター
- ・外国語指導助手（ALT）
- ・学習支援ボランティア
- ・学校図書館サポーター
- ・ICT支援員
- ・学びサポーター
- ・スクールヘルパー
- ・部活動指導員
- ・校内教育支援センター支援員
- ・副校長・教頭マネジメント支援員
- ・帰国外国人児童生徒トータルサポート事業日本語講師
- ・学校問題解決支援コーディネーター
- ・教師指導力向上推進員

□ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用促進

学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の活用を促進します。そして、多様な地域人材等を活用し、登下校時の見守り活動や、放課後等の校区内の見回り活動、清掃活動や調理実習の補助等、地域人材等の積極的な活用を促進します。

□ 衛生委員会等による指導・助言

1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教職員を毎月産業医に報告するとともに、長時間勤務が長期間続く教職員に対しては、産業医による面談を実施します。

4 部活動の適正化

□ 「徳島市立学校における部活動の方針」の策定と推進

令和5年4月、県の「部活動の在り方に関する方針（令和5年4月）」を踏まえ、運動部と文化部の両方に対応した「徳島市立学校における部活動の方針」を策定しました。管内すべての中学校において、「学校の部活動に係る活動方針」の策定とホームページ等による公表が行われています。

教職員の勤務負担の軽減だけでなく、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点から、部活動の休養日を拡大していく必要があります。方針の中にある「適切な休養日等の設定」、「活動時間の設定」等の周知徹底に努め、各中学校での完全実施に向けて、部活動の適正化をさらに推進していきます。

なお、小学校についても、原則として本方針を適用することとし、高等学校においては、中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意していきます。

方針の主な内容

【適切な休養日等の設定】

- ・学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。
- ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・長期休業日中について学期中の休養日に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間の設定】

- ・1日の練習時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ・早朝練習については、放課後の練習が充分確保できる場合は、原則として行わないこととする。

【指導・運営に係る体制の構築】

- ・生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

□ 各連盟や各競技団体等との連携・協力

学校の運動部及び文化部が参加する大会等については、県や他市町村と連携をとりながら、生徒や顧問の過度の負担とならないよう大会数や運営方法の見直しなど、協力を依頼していきます。

□ 休日の部活動の段階的な地域展開（地域連携）

学校の働き方改革を推進するとともに、生徒の継続的で質の高い多様なスポーツ・文化芸術活動の機会確保及び地域展開（地域連携）に向けた体制構築や持続可能な活動の環境整備のため、モデル事業を実施しています。

今後も、国・県の動向を把握し、関係諸機関との連携を図り、取組を進めていきます。